

## 再び、自治体議会の改革について

坪郷 實 (早稲田大学)

自治体議会基本条例は、2014年9月8日現在で、571自治体が制定しており、自治体の31.9%に及んでいる。昨年の10月23日現在で450自治体であったので、それから121増加している(自治体議会改革フォーラム [http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaikaku\\_kihonjoure.html](http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaikaku_kihonjoure.html), 2014.11.10 アクセス)。さらに、東京都と神奈川県における自治体議会基本条例の年度ごとの制定数は、表1の通りである。神奈川県は、2006年から制定が始まり、2008年以降、毎年数が増加し、2013年は3市3町で制定されている。他方、東京都は、2010年に多摩市で制定され、2013年に荒川区、八王子市、調布市、東村山市、2014年に立川市、小平市と、この二年間ようやく増加傾向にある。

この自治体議会基本条例の制定は、議会改革の出発点にすぎない。自治体議会を、議員間の「討論の広場」にし、市民と議員の「討論の広場」にする改革とその実態を作ることが目標である。もちろん、二元代表制の観点からは、議会による市長・行政機構に対するチェックの役割も大きい。

議会への市民参加に関しても、すでに、直接請求制度、公聴会や参考人招致などの仕組みがあるが、十分に活用されているとは言えない。これらの制度の有効な活用のためには、自治体議会の新しい体制づくりが必要であり、自治体議会基本条例は、この新しい体制づくりである。

市民参加の新しい方式としては、市民と議員が意見交換をする「一般会議」の設置が重要である。議会において政策づくりのサイクルを作り、多段階で市民参加を行う方式も試みられている。予算編成プロセスへの市民参加も「市民予算方式」として議論されている。さらに、もっと多様な形で、市民の多様な意見を吸収する仕組みが試みられる必要がある。

自治体議会が活発に活動していることを市民にどのように広報するのかという問題も大きい。議会報告会は、多くの自治体で実施されるようになってきている。もう一つの論点として、通年議会の動きがある。第一に、北海道白老町議会(2008年)をはじめとする自治体議会の実質的な通年議会化の動きがある。定例会の回数を年一回とし、会期を通年とするものである。第二に、こうした動きに促されて、2012年に地方自治法が改定された。102条の2項に「毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」規定ができたのである。この両者の方法で、通年議会は、2013年ころから増加の傾向がみられる。

通年議会は、議会こそが議員の活動の場であるという積極的なシグナルを市民に送ることになる。ただし、市民から見て議会活動が活発になったと認識されなければ、そのシグナル効果はないであろう。

表1 東京都と神奈川県における自治体議会基本条例の制定数 (2006~2014年)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
東京都					1			4	2
神奈川県	1		2	3	2	3	1	6	3

出所: 自治体議会改革フォーラムによる調査 2014年9月8日現在([http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaikaku\\_kihonjoure.html](http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaikaku_kihonjoure.html), 2014.11.10 アクセス)